

平成27年第1回臨時会

歌志内市議会会議録

第1日目（平成27年5月14日）

○議会事務局長（阿部幸雄君） おはようございます。

臨時会の開会に先立ちまして、村上市長から議員の皆様にご挨拶の申し出がありますので、お受けしたいと思います。

市長挨拶

○市長（村上隆興君） —登壇—

臨時会の開会に先立ちまして、一言御挨拶を申し上げます。

5月を迎え、季節は新緑へと向かう歌志内の自然が最も映える季節となりましたが、このたび当選されました皆様におかれましては、意気込みも新たに活動を始められたものと存じます。

改めまして、皆様のはえある御当選を心からお祝い申し上げますとともに、歌志内の未来のために、皆様とともに努力してまいり所存でございますので、よろしく願い申し上げます。

さて、御承知のとおり、国は自治体に対し、人口減少の克服や人口の一極集中を是正するために、地方版総合戦略の策定を求めています。本市におきましては、今年度で第5次基本構想、基本計画が終了することから新たなまちづくりの指針となる総合計画を策定し、次世代に誇れる歌志内の礎を築く新たな一步を踏み出す年でもあります。

歌志内の未来のために、そして、歌志内に暮らす市民のために、私たち行政も全力を尽くしてまいります。

皆様には、任期中、多くの御苦勞をおかけすることと存じますが、地域住民の代表として市政への御意見、御指導を賜りますようお願い申し上げ、お祝いの御挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

（午前 9時58分 開会）

臨時議長の紹介・挨拶

○議会事務局長（阿部幸雄君） 本日は、一般選挙後初めての議会でありますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

出席議員中、谷議員が年長の議員でありますので、御紹介申し上げます。

〔年長議員谷秀紀君、議長席に着く〕

○臨時議長（谷秀紀君） おはようございます。

年長のゆえをもちまして、地方自治法第107条の規定により、議長選挙が終わるまでの

間、臨時に議長の職務を行わさせていただきます。議員各位の特段の御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

なお、携帯電話をお持ちの方は、電源を切るか、マナーモードにさせていただくよう御協力をお願い申し上げます。

開 会 ・ 開 議 宣 告

○臨時議長（谷秀紀君） それでは、早速議事に入ります。

ただいま出席している議員は8名であります。定足数を満たしておりますので、平成27年歌志内市議会第1回臨時会を開会いたします。

仮 議 席 の 指 定

○臨時議長（谷秀紀君） この際、議事進行上、仮議席を指定いたします。

仮議席は、ただいま御着席の議席を指定いたします。

選 挙 第 1 号

○臨時議長（谷秀紀君） 日程第1 選挙第1号、これより議長の選挙を行います。

〔「動議」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（谷秀紀君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） この際、動議を提出いたします。

議長の選挙方法につきましては、地方自治法第117条第2項の規定により、指名推選で行われることを望みます。

○臨時議長（谷秀紀君） 下山則義さん、ただいま地方自治法第117条と申し上げたように伺いましたが、第118条の間違いと違いますか。

下山則義さん。

○4番（下山則義君） 第118条と言ったつもりですが、もしもそうでなければ訂正をお願いいたします。

○臨時議長（谷秀紀君） ただいま下山則義さんから、議長の選挙の方法については、指名推選にされたいとの動議が提出されましたが、賛成者はありますか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（谷秀紀君） 所定の賛成者がおりますので、動議は成立いたしました。

この動議を、議題として採決いたします。

お諮りいたします。

この動議のとおり決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（谷秀紀君） 御異議なしと認めます。

議長の選挙の方法は、指名推選にされたいとの動議は可決されました。

〔「動議」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（谷秀紀君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） 議長には川野敏夫さんを指名いたします。

○臨時議長（谷秀紀君） お諮りいたします。

ただいま下山則義さんが指名いたしました川野敏夫さんを議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（谷秀紀君） 御異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名されました川野敏夫さんが議長に当選されました。

ただいま当選された川野敏夫さんが議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知いたします。

以上をもちまして、臨時議長の職務を全て終了いたしました。

皆様の御協力ありがとうございました。

川野議長、議長席にお着き願います。

〔川野議長、議長席に着席〕

議 長 就 任 挨 拶

○議長（川野敏夫君） おはようございます。

ただいま議員の皆様の御推挙によりまして、議長の要職を務めさせていただくことになりました。

まことに身に余る光栄であり、心から感謝を申し上げるところでございます。また、その責任の重さを痛感しているところでもございます。

私ども地方を取り巻く環境は、今後もより一層厳しい時代を迎えることが予想されます。当市におきましては、地域経済の活性化、財政運営の安定化、急激な少子高齢化や人口減少問題等々、解決していかなければならない重要課題が山積しております。

このような中、活力と魅力にあふれ、安全で安心して暮らせるまちづくりを進めていくことが、市民の皆様の一致した願いであると認識をしております。その負託に応えるべく、皆様とともに研さんしてまいる所存でございます。

私自身は、もとより微力でございますが、誠心誠意努力し、公正かつ円滑な議会運営に努めるとともに、さらなる議会の活性化に努めてまいりたいと思う次第であります。

最後になりましたが、議員の皆様、市長を初め理事者の皆様、今後とも御指導、御鞭撻をお願いを申し上げまして、議長就任の挨拶とさせていただきます。

どうぞ、よろしく願いをいたします。

○議長（川野敏夫君） ここで、議案配付のため、暫時休憩いたします。

午前10時05分 休憩

午前10時07分 再開

○議長（川野敏夫君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

議 席 の 指 定

○議長（川野敏夫君） 日程第2 議席の指定を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、議長において指定いたします。

議席については、お手元に配付した議席表のとおり指定をいたします。
議席標をお立て願います。

会議録署名議員の指名

- 議長（川野敏夫君） 日程第3 会議録署名議員の指名を行います。
会議規則第84条の規定により、会議録署名議員に1番湯浅礼子さん、7番女鹿聡さんを指名いたします。

会期の決定

- 議長（川野敏夫君） 日程第4 会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
この臨時会は、本日1日間とすることに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（川野敏夫君） 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

諸般報告

- 議長（川野敏夫君） 日程第5 諸般報告であります。
事務局長に報告させます。
阿部議会事務局長。
○議会事務局長（阿部幸雄君） 報告いたします。
この臨時会に付議されます議案は、市長より送付を受けた議案4件、報告3件と選挙9件がそれぞれ提出されることになっております。
次に、議長の報告でございますが、平成27年第1回定例会以降昨日までの議会の動向につきましては、本日別紙配付しております諸般報告のとおりでありますので、御了承願います。
また、本会議に説明のため出席する者、本会議の事務に従事する者等につきましては、別記記載のとおりであります。
本日の議事日程については、別紙配付してあります議事日程表のとおりであります。
次に、議員の出欠席の状況であります。本日は全員の出席であります。
以上で報告を終わります。
○議長（川野敏夫君） 特段の発言はございますか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（川野敏夫君） ないようでありますので、諸般報告を終わります。

選挙第2号

- 議長（川野敏夫君） 日程第6 選挙第2号。
これより副議長の選挙を行います。
〔「動議」と呼ぶ者あり〕
○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） この際、動議を提出いたします。副議長の選挙方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によられることを希望いたします。

○議長（川野敏夫君） ただいま下山則義さんから、副議長の選挙の方法については、指名推選によられたいとの動議が提出されましたが、賛成者はございますか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

この動議を議題として採決いたします。

お諮りいたします。

この動議のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

副議長の選挙の方法は、指名推選によられたいとの動議は可決されました。

〔「動議」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） 副議長には湯浅礼子さんを指名いたします。

○議長（川野敏夫君） お諮りいたします。

ただいま下山則義さんが指名いたしました湯浅礼子さんを副議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名されました湯浅礼子さんが副議長に当選されました。

ただいま当選された湯浅礼子さんが議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知いたします。

湯浅副議長、御登壇願います。

副議長就任挨拶

○副議長（湯浅礼子君） —登壇—

皆様おはようございます。

ただいま、議員の皆様方の御推挙によりまして、副議長の要職を務めさせていただくことになりました。まことに身に余る光栄に存じますとともに、心より感謝申し上げます。

また、その重責に身の引き締まる思いでございます。

これからは、議長の補佐役として副議長の任を全うするため、女性ならではの視点も生かし、全精力を傾けて努力するとともに、皆様方のお力添えをいただきながら、円滑な議会運営と議会のさらなる活性化に努めてまいります。

何とぞ今後とも、なお一層の御指導、御鞭撻を賜りますよう心からお願い申し上げます、甚だ簡単ではございますが、副議長就任の御挨拶とさせていただきます。

よろしくお願い申し上げます。

常任委員会委員及び議会運営委員会
委員の選任

○議長（川野敏夫君） 日程第7 常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任を議題といたします。

常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長より指名いたします。

行政常任委員会委員に、湯浅礼子さん、田村武史さん、山崎瑞紀さん、下山則義さん、谷秀紀さん、本田加津子さん、女鹿聡さん、川野敏夫、以上、8名を指名いたします。

議会運営委員会委員に、田村武史さん、山崎瑞紀さん、下山則義さん、谷秀紀さん、本田加津子さん、女鹿聡さん、以上、6名を指名いたします。

ただいま選任いたしました行政常任委員会並びに議会運営委員会の委員の方々は、休憩中にそれぞれの委員会を開き、正副委員長の互選を行い、その結果を報告願います。

暫時休憩いたします。

午前10時15分 休憩

午前10時24分 再開

○副議長（湯浅礼子君） 休憩を解いて会議を再開いたします

議長を交代いたしました。

川野議長は、一身上に関する事件のため退席されました。

川野議長から、行政常任委員会委員の辞任願が提出されております。

お諮りいたします。

議長の常任委員会委員の辞任許可についてを日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（湯浅礼子君） 御異議なしと認めます。

議長の常任委員会委員の辞任許可についてを日程に追加し、議題といたします。

議事日程の変更について、事務局長から説明させます。

阿部議会事務局長。

○議会事務局長（阿部幸雄君） 議事日程の変更について御説明いたします。

お手元の日程表の日程第8を9とし、順次繰り下げまして、日程第7の次に8として議長の常任委員会委員の辞任許可についてを追加願います。

以上であります。

議長の常任委員会委員の辞任許可について

○副議長（湯浅礼子君） 日程第8 議長の常任委員会委員の辞任許可についてを議題といたします。

行政常任委員会委員の川野敏夫さんから、議長の職務を行う都合上、委員を辞任したいという申し出があります。

事情やむを得ないものと認め許可いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（湯浅礼子君） 御異議なしと認めます。

したがって、行政常任委員会委員川野敏夫さんの常任委員会委員の辞任につきましては、許

可することに決しました。

議長を交代いたします。

○議長（川野敏夫君） 議長を交代いたしました。

ここで、報告いたします。

行政常任委員会並びに議会運営委員会の正副委員長がそれぞれ選任された旨通知がありましたので、御報告いたします。

行政常任委員会、委員長女鹿聡さん、副委員長田村武史さん。

議会運営委員会、委員長本田加津子さん、副委員長山崎瑞紀さん。

以上で報告を終わります。

選 挙 第 3 号

○議長（川野敏夫君） 日程第9 選挙第3号中空知広域水道企業団議会議員の選挙を行います。

この件については、中空知広域水道企業団規約第5条第1項及び第2項の規定により、企業団議員2名の選挙を行うものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

議長が指名することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決しました。

中空知広域水道企業団議会議員に、本田加津子さん、川野敏夫、以上2名を指名いたしますお諮りいたします。

ただいま議長が指名いたしました本田加津子さん、川野敏夫の2名を中空知広域水道企業団議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました本田加津子さん、川野敏夫の2名が中空知広域水道企業団議会議員に当選されました。

ただいま当選されました本田加津子さんが議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知いたします。

なお、川野敏夫については告知を省略いたします。

選 挙 第 4 号

○議長（川野敏夫君） 日程第10 選挙第4号中空知広域市町村圏組合議会議員の選挙を行います。

この件については、中空知広域市町村圏組合規約第5条第1項及び第2項の規定により、組合議員1名の選挙を行うものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

中空知広域市町村圏組合議会議員に、山崎瑞紀さんを指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名いたしました山崎瑞紀さんを中空知広域市町村圏組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名されました山崎瑞紀さんが中空知広域市町村圏組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました山崎瑞紀さんが議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知いたします。

選 挙 第 5 号

○議長（川野敏夫君） 日程第11 選挙第5号砂川地区保健衛生組合議会議員の選挙を行います。

この件については、砂川地区保健衛生組合規約第6条第1項及び第2項の規定により、組合議員1名の選挙を行うものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

砂川地区保健衛生組合議会議員に、女鹿聡さんを指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名いたしました女鹿聡さんを砂川地区保健衛生組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました女鹿聡さんが砂川地区保健衛生組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました女鹿聡さんが議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知いたします。

選 挙 第 6 号

○議長（川野敏夫君） 日程第12 選挙第6号空知教育センター組合議会議員の選挙を行います。

この件については、空知教育センター組規約第6条第1項及び第2項の規定により、組合議員1名の選挙を行うものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決しました。

空知教育センター組合議会議員に湯浅礼子さんを指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名いたしました湯浅礼子さんを空知教育センター組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました湯浅礼子さんが空知教育センター組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました湯浅礼子さんが議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知いたします。

選 挙 第 7 号

○議長（川野敏夫君） 日程第13 選挙第7号石狩川流域下水道組合議会議員の選挙を行います。

この件については、石狩川流域下水道組規約第5条第1項及び第2項の規定により、組合議員1名の選挙を行うものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決しました。

石狩川流域下水道組合議会議員に谷秀紀さんを指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名いたしました谷秀紀さんを石狩川流域下水道組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました谷秀紀さんが石狩川流域下水道組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました谷秀紀さんが議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知いたします。

選 挙 第 8 号

○議長（川野敏夫君） 日程第14 選挙第8号空知中部広域連合議会議員の選挙を行います。

この件については、空知中部広域連合規約第7条、第8条第1項、第2項及び第3項の規定により、広域連合議員2名の選挙を行うものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第1項の規定による投票で行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、投票によることに決定いたしました。

議場の閉鎖を命じます。

○議長（川野敏夫君） 議場の閉鎖を行いました。

ただいま出席議員数は8名であります。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（川野敏夫君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検させます。

〔投票箱点検〕

○議長（川野敏夫君） 異常なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、議席番号1番湯浅礼子さんより順次投票をお願いいたします。

〔投票〕

○議長（川野敏夫君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

○議長（川野敏夫君） 開票を行います。

会議規則第30条第2項の規定により立会人に、本田加津子さん、山崎瑞紀さんを指名いたします。

それでは、両議員の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（川野敏夫君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数8票。これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち、有効投票数8票、無効投票数ゼロ票。有効投票中、下山則義さん4票、川野敏夫4票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は1票であります。したがって、下山則義さんと川野敏夫が空知中部広域連合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました下山則義さんが議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知いたします。

なお、川野敏夫については告知を省略いたします。

選 挙 第 9 号

○議長（川野敏夫君） 日程第15 選挙第9号中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員の選挙を行います。

この件については、中・北空知廃棄物処理広域連合規約第7条、第8条第1項、第2項及び第3項の規定により、広域連合議員1名の選挙を行うものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第1項の規定による投票で行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、投票によることに決定いたしました。

議場を閉鎖いたします。

○議長（川野敏夫君） ただいまの出席議員数は8名であります。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（川野敏夫君） 投票用紙の配付漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検させます。

〔投票箱点検〕

○議長（川野敏夫君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、議席番号1番湯浅礼子さんより順次投票をお願いいたします。

〔投票〕

○議長（川野敏夫君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

○議長（川野敏夫君） 開票を行います。

会議規則第30条第2項の規定により立会人に本田加津子さん、山崎瑞紀さんを指名いたします。

それでは、両議員の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（川野敏夫君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数8票。これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち、有効投票8票、無効投票ゼロ票。有効投票中、川野敏夫8票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は2票であります。したがって、川野敏夫が中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員に当選されました。

会議規則による告知は省略いたします。

ここで、10分間休憩いたします。

午前10時52分 休憩

午前10時59分 再開

○議長（川野敏夫君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

市 政 報 告

○議長（川野敏夫君） 日程第16 市政報告であります。

一般行政について報告を求めます。

村上市長。

○市長（村上隆興君） ー登壇ー

焼山線バス時刻の変更について、御報告いたします。

中央バスでは、4月のダイヤ改正で焼山線のバス時刻の変更を行いました。

変更の内容は、以前からの懸案事項でありました歌志内線との運行間隔が2分という短い時間帯の3便を20分早め、等間隔に近づくよう利用者の利便性を図ったものであります。

しかし、この時刻の変更については事前に、本市及び砂川市との協議がなされないまま実施されたため、歌志内中学校生徒の帰宅時の一部の利用に支障を来したところであります。

バス時刻については契約事項であり、変更する場合は三者の協議が必要であることから、両市で中央バスに対し事情説明を求め、また、本市からは支障を来している時間帯に対する速やかな対応を求めたところであります。

これにより、中央バスでは当市中学校が支障を来している時間帯については臨時便を出すことで対応し、次回の冬のダイヤ改正時には利用者に支障を来さないよう両市と協議し、改正したいとのことでありました。

今後は、砂川市とともに、利用者の利便性を第一に中央バスと協議してまいります。

以上でございます。

○議長（川野敏夫君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

下山則義さん。

○4番（下山則義君） 今、市長からの報告の中で、今までは3者で協議を行っていて、変わってきたこと、あるいは本数のこともだと思っておりますが、そういった経緯がありましたというような内容の説明。と同時に、今回は一方的に変わったということで、中学校の帰宅するとき帰るときに支障が出てくるということなんですが、確かに今回は4本だけということで、わずかな時間がずれたということなんですが、市長の今の答弁ですと、これからも歌志内市民が、あるいは歌志内市がこのようにお願いしたいということには、向こうのほうでも相談に乗っていただける、そういったことの答弁というふうに聞いてよろしいでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 渡部総務課長。

○総務課長（渡部一幸君） この件に関しましては契約の部分、歌志内市だけではなくて砂川市、歌志内市、中央バスと3者での契約になっておりますので、いろいろな利用につきまして、その3者でお話をしながら私どもとしては、その利便性のよい方向性を見出していきたいということでございます。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） 市民の利便性と言いながらも、経営をしていく上で本数を減らしたいという部分の話も出ているやに聞いております。そんなことも話し合いのもとに市民のことを考えて、これからもずっと実施していただける、利用する時間帯のことも考えて時間の変更等の、そのお願いも話し合いの中でしていただける、そういうふうに聞いてよろしいわけでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 渡部総務課長。

○総務課長（渡部一幸君） 今回の部分につきましては、現状歌志内線と焼山線の運行間隔が2分という、すごく短い部分の改正の部分で中央バスさんがちょっと先行してなんですけれども、やっていただいたという部分はありますが、結果的にはよかったですけれども、その分、事前の協議がなかったんで、一部中学校の帰りの部分に支障が出てきたというような部分がございますので、いろんな部分、例えば砂川市の事情もございまして、歌志内市の事情もございまして、それらを総合しながら利便性を図るということは変わりませんので、その辺を重点を置いて今後も検討していくということでございます。

○議長（川野敏夫君） ほかに質疑ございませんか。

谷秀紀さん。

○5番（谷秀紀君） ただいま市長から、時間的な問題で帰宅の件に関しては臨時便で対応する旨のお話がありましたが、この臨時便についての費用の持ち出しは、当市があるのかないのか、その辺を確認しておきたいと思っております。

○議長（川野敏夫君） 渡部総務課長。

○総務課長（渡部一幸君） この辺、中央バスさんのほうにも私どものほうから話しまして、今回につきましては、中央バスさんのほうでやられた部分なことでございますので、歌志内市、砂川市とも、その辺についての費用負担はしないということは話ししておりますので、その辺は中央バスも了承してございます。

○議長（川野敏夫君） ほかに質疑ございませんか。

女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） さきの市長の説明で思うんですけれども、3者協議の中で本当は進めるべきなんでしょうけれども、中央バスが、今回に限ってはちょっと先にやってしまったんだよということなんですけれども、その中央バスさんがやってしまった経緯というのは、どういったことなんですかね。

○議長（川野敏夫君） 渡部総務課長。

○総務課長（渡部一幸君） 先ほども申し上げましたが、過去からの部分で、歌志内線と焼山線の間隔2分という、すごく短い部分が3便ございまして、これは歌志内のほうも懸案事項ですということで位置づけてきた部分でございます。それで、中央バスさんとしてはお客様の利便性を図るという部分で、この部分で20分早めたことによって、この部分も解消したいということで、よかれということでやっていただいたんですが、担当の方もちょっと契約事項のほうが変わられて、年が浅いという部分がありまして、契約事項のことまで承知していなかったということがございましたので、その辺につきましては、申しわけなかったということで説明のときにお話ございました。

今後につきましては、先ほども申し上げましたけれども、今すぐのダイヤ改正はできないということなものですから、次期の冬のダイヤ改正のときまでに、また3者と話しして検討していきたいということの経過でございます。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 単に、人がかわって承知してなかったよということで、中央バスさんで先にちょっとやってしまったということで、いいですか。

○議長（川野敏夫君） 渡部総務課長。

○総務課長（渡部一幸君） そういうことでございます。

○議長（川野敏夫君） ほかに質疑ありませんか。

本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） 先ほどの臨時便のことだったんですが、これスクールバスという感覚なのか、そうでなくて、冬のダイヤ改正までは同じ時間帯を走るのか、スクールバスだったら学校が休みのときとかは運休になるかと思うんですが、その辺はどうでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 渡部総務課長。

○総務課長（渡部一幸君） 中学校の時間帯に支障があるときだけ動かすというものでございますので、その辺につきましては、中学校と教育委員会とお話ししまして、前もって、この月は何月何日というものがあるので、その日に臨時便を出してくださいということのお話になりますので、常時その時間に動くということではございません。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） じゃ、歌志内の中学校が始発で上歌までということなんですか。

○議長（川野敏夫君） 渡部総務課長。

○総務課長（渡部一幸君） 基本的には中学校発ということでございまして、その中に、例えば市民の方がもしいらっしゃっても、それは乗せていただけるということのお話はしてございますが、時間表にない時間帯でございまして、余りそういうケースはないのかなと思いますけれども、いらっしゃった場合は乗せていただけるというお話は確認はしてございます。

○議長（川野敏夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。
報告済みとします。

報 告 第 4 号

○議長（川野敏夫君） 日程第17 報告第4号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

報告第4号専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

専決処分の理由は、地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）の交付に伴い歌志内市税条例の一部も改正を要することになりました。

このため、議会を招集する時間的余裕がないと認められたため、専決処分したものでございます。

次ページへ参ります。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないと認められるので、別記のとおり専決処分する。

1、歌志内市税条例等の一部を改正する条例。

次ページの本文に参ります。

歌志内市税条例等の一部を改正する条例。

第1条、歌志内市税条例（昭和29年条例第28号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、資料により御説明いたしますので、臨時会資料の6ページをごらん願います。

歌志内市税条例等の一部改正に関する資料ですが、このたびの改正は地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、その一部が、同年3月31日から施行されることに伴い、同日または4月1日までに施行が必要な部分についてのみ専決処分により改正をしたものでございます

第31条は、均等割の税率の規定でございますが、法人市民税の均等割額の税率適用区分である資本金等の額が資本金に資本準備金を加えた額を下回る場合は、資本金と資本準備金を加えた額を基準とするものでございます。

これは現在、自社株を購入すると資本金等の額が減る仕組みとなっていることから、本来の事業規模に見合った税額となるよう見直すもので、地方税法第312条に基づき平成27年4月1日から適用するものでございます。

第48条は、法人の市民税の申告納付の規定でございますが、法人税法の改正により引用条文を整理するもので、地方税法第321条の8に基づき、平成27年4月1日から適用するものでございます。

第50条は、法人の市民税にかかる不足税額の納付の手の規定でございますが、法人税法の改正により引用条文を整理するもので、地方税法第321条の12に基づき平成27年4月1日から適用するものでございます。

第51条は、市民税の減免の規定でございますが、減免を受けようとする者の利便性に配慮する観点から、減免の申請期限を納期限前7日から納期限に変更するもので、地方税法第323条に基づき平成27年4月1日から適用するものでございます。

第57条及び第59条の改正につきましては、引用条項の繰り下げに伴い条文を整理するもので、地方税法第348条に基づき平成27年4月1日から適用するものでございます。

第71条は、固定資産税の減免の規定でございますが、減免を受けようとする者の利便性に配慮する観点から、減免の申請期限を納期限前7日から納期限に変更するもので、地方税法第367条に基づき平成27年4月1日から適用するものでございます。

第89条及び第90条につきましては、公益使用及び身体障害者に対する軽自動車税の減免の規定でございますが、減免を受けようとする者の利便性に配慮する観点から、減免の申請期限を納期限前7日から納期限に変更するもので、地方税法第454条に基づき、平成27年4月1日から適用するものでございます。

第139条の3は、特別土地保有税の減免の規定でございますが、他の税目と同様に減免を受けようとする者の利便性に配慮する観点から、減免の申請期限を納期限前7日から納期限に変更するもので、地方税法第605条の2に基づき平成27年4月1日から適用するものでございます。

臨時会資料の7ページをお開き願います。

附則、第7条の3の2は、個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除の規定でございますが、現在、平成29年末までが対象期間とされている住宅ローンの適用期限を消費税率10%への引き上げ時期が変更されたことを踏まえ、所得税同様その対象期限を1年6カ月延長するもので、地方税法附則第5条4の2に基づき平成27年4月1日から適用するものでございます。

附則、第9条及び附則第9条の2は、個人の市民税の寄附金控除額にかかる申告の特例等の

規定でございます。

附則第9条の改正内容は、確定申告が不要な給与所得者等についてふるさと納税先が5団体以内の場合に限り、ふるさと納税先団体に申請することにより確定申告不要で控除を受けられる手続の特例、ふるさと納税ワンストップ特例制度を設けるもので、地方税法附則第7条により平成27年4月1日から適用するものでございます。

附則第9条の2の改正内容は、ふるさと納税先の団体からふるさと納税ワンストップ特例にかかる通知があった場合は、当該納税義務者の所得割から控除するもので、地方税法附則第7条の2により平成27年4月1日から適用するものでございます。

附則第10条の2は、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合の規定でございますが、地方税法の改正に伴い引用条文を整理するとともに、新築のサービス付高齢者向け賃貸住宅に対して、我が町特例による固定資産税の減額措置を講じるため条文を追加するもので、特例割合は参酌基準の割合をもって規定するものでございます。地方税法附則第15条に基づき平成27年4月1日から適用するものでございます。

附則第11条は、土地に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義の規定でございますが、特例期間の延長に伴い、見出しの文言を整理するもので、地方税法附則第17条に基づき平成27年4月1日から適用するものでございます。

附則第11条の2は、平成25年度または平成26年度における土地の価格の特例の規定でございますが、特例期間を平成28年度、平成29年度も設けるもので、地方税法附則第17条の2に基づき平成27年4月1日から適用するものでございます。

附則第12条及び附則第12条の3は、宅地等に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の特例の規定でございます。

附則第12条の改正内容は、特例期間を平成27年度から平成29年度まで延長するもので、地方税法附則第18条に基づき平成27年4月1日から適用するものでございます。

附則第12条の3の改正内容は、用途変更、宅地等の見なし方式を平成29年度まで延長するもので、地方税法附則第18条の3に基づき平成27年4月1日から適用するものでございます。

附則第13条は、農地に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の特例の規定でございますが、特例期間を平成27年度から平成29年度まで延長するもので、地方税法附則第19条に基づき平成27年4月1日から適用するものでございます。

附則第15条は、特別土地保有税の課税の特例の規定でございますが、特例期間を平成27年度から平成29年度まで延長するもので、地方税法附則第31条の3に基づき平成27年4月1日から適用するものでございます。

臨時会資料の8ページをごらん願います。

附則第16条は、軽自動車税の税率の特例の規定でございますが、平成27年4月1日から平成28年3月31日までに新規に取得した一定の環境性能を有する4輪以上及び3輪の軽自動車について、その燃費性能に応じて平成28年度のみ軽自動車税を軽減するもので、地方税法附則第30条に基づき平成27年4月1日から適用するものでございます。

なお、この特例措置は自動車税、軽自動車税における環境性能割の導入の際に自動車税のグリーン化特例とあわせて見直す予定となっております。

続きまして、第2条、歌志内市税条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第12号）の一部改正について御説明いたします。

附則第16条の改正規定につきましては、地方税法の改正に伴い引用条文の整理、項の繰り下げ及び文言を整備するもので、平成27年4月1日から適用するものでございます。

改正条例の施行期日に関する附則第1条につきましては、昨年度の市税条例の改正により平成27年度以後の年度分の軽自動車税について適用することとされていた原動機付自転車及び2輪車等にかかる税率について、適用開始時期を1年延長するもので、平成27年3月31日から適用するものでございます。

改正条例の経過措置に関する附則第4条につきましては、平成27年度分の原動機付自転車及び2輪車等にかかる軽自動車税については昨年度の市税条例の改正前の旧税率とする経過措置で、平成27年3月31日から適用するものでございます。

改正条例の経過措置に関する附則第6条につきましては、第1条で附則第16条が改正されることに伴う規定の整備であります。

以上で、資料による説明を終わりました、本文の附則に戻ります。

附則、第1条は、施行期日でございますが、これにつきましては、資料で説明いたしましたので省略させていただきます。

附則、第2条から第4条は、それぞれ市民税、固定資産税及び軽自動車税に関する経過措置でありますので、説明を省略させていただきます。

以上でございますので、よろしくお願いたします。

○議長（川野敏夫君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 軽自動車税の特例についてちょっとお聞きしたいと思います。

グリーン化特例なんですけれども、今回、専決処分ということでこのグリーン化特例の内容が出てきているんですけれども、後でまた議案として出てくるんですけれども、ほかの自動車税に関するものも出てきているんですね。このグリーン化特例の分だけ、何で専決で行われているのかお聞きしたいと思います。

あと今回のグリーン化特例ということで書いてありますけれども、単年度限りということで話を聞いておりますけれども、そのとおりにお聞きしたいと思います。

また、その単年度だけということであればその期間が終わった後から、税金というのはどういうふうになるのかお聞きしたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 松井財政課長。

○財政課長（松井敬道君） グリーン化税の部分、なぜ専決かということでございますが、今回の専決部分につきましては、先ほども御説明いたしましたが、地方税法等の改正が3月31日に公布されまして、3月31日からあと4月1日から改正される部分について専決しております。この部分につきましては法律が改正されておりますので、市で裁量の部分がございませんので、その部分でグリーン化課税につきましても4月1日からということになっておりますので、専決をさせていただいております。

あと平成28年度限りかということでございますが、この部分につきましては平成28年度限りでございます。

また、その後はどうなるかということでございますが、その後につきましては、次回の恐らく税制改正になると思いますが、自動車取得税の消費税10%の時点での廃止と、あわせまして検討されることとなっております。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） とりあえず単年の分でやるけれども、その終わってからはまたちょっと

話し合いが持たれるので、内容はちょっとわかりませんということだと思っただけですが、昨年6月に軽自動車税の税金の改正が多分あったと思うんですけども、そのときに、いろいろ経過措置だとかということも出てきてやっていると思うんですけども、その経過措置が終わってからは、その後負担というのはどういうふうになるのかも、お聞きしたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 松井財政課長。

○財政課長（松井敬道君） 昨年度の改正の部分は経過措置がございます。それで、今回の部分につきましては、変わっている部分につきましては原動機付自転車の部分、この部分の適用が1年間延期になっておりますので、その部分の延期を専決でしております。でございますので、この部分につきましては、専決の段階では標準税率の旧標準税率の1.2倍というふうな税率になっております。

ただ、議案として後で御説明いたしますけれども、こちらのほうで標準税率に引き下げるといふ部分をあわせて行っております。

あと一般の4輪の部分につきましては、グリーン化特例が、今回平成28年度限りにつきまして導入されておりますけれども、それ以外の部分については、昨年改正されたとおりでございます。

○議長（川野敏夫君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 報告第4号専決処分の承認について、歌志内市税条例等の一部改正に関する内容について、反対の立場で討論をしたいと思っております。

今回の市税条例の中に、軽自動車税の税率の特例として条例改正が出ております。それにより、グリーン化特例とした内容も入っております。

軽自動車を取得する際に税金が減額されることは、よいことかもしれません。しかし、それまでの経過が問題と考えております。昨年の税制改正で軽自動車税の増税が決まって、その増税によって需要の高い軽自動車の販売が伸び悩む要因となりかねないことから、とりあえずこの特例をつくって初年度を乗り切ろうとしているようにしか思えません。

先ほども言ったように、車を購入し税金が安くなることはよいことだと思っております。しかし、単年度のみ措置に限られており、翌年からは増税された金額を払い続けなければならないということも考えられます。これは住民の生活維持にとっては大きな問題と考えます。もともと住民の生活防衛の知恵で利用頻度の高い軽自動車が増税になり、住民生活に深刻なダメージを与えかねない軽自動車税増税、そして、今回のグリーン化特例は目先の軽減措置で、その問題の大きさをごまかすことはできないと思っております。

以上のことから、報告第4号の専決処分については、反対といたします。

○議長（川野敏夫君） 反対する議員の発言がありますので、賛成する議員の発言を求めます。

田村武史さん。

○2番（田村武史君） ただいまの報告第4号専決処分の承認を求めることについて、賛成の立場で討論をいたします。

この報告につきましては、現下の経済情勢等を踏まえ、デフレ脱却、経済再生をより確実なものにしていくための成長志向に重点を置いた法人税改革、地方創生に向けた地方公共団体に

対する税制上の措置、環境への負荷の少ない自動車を対象とした自動車取得税の税率軽減の特例措置、そして、高齢者層から若年層への資産の早期移転を通じた住宅市場の活性化などの税制措置等を講じるための地方税制法の一部を改正する法律に基づくものであり、税負担軽減措置からバランスのよく図られているという観点から、歌志内市税条例の一部改正が必要であると考えますので、賛成をいたします。

○議長（川野敏夫君） 賛否両論が出ましたので、これで討論を終わります。

これより、報告第4号について採決をいたします。

この件について、報告のとおり承認することに賛成する議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（川野敏夫君） 起立多数であります。

したがって、報告第4号は、報告のとおり承認されました。

報 告 第 5 号

○議長（川野敏夫君） 日程第18 報告第5号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

専決処分の承認について、御報告いたします。

報告第5号専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

専決処分の理由は、歌志内市財政調整基金条例第2条の規定に基づき、財政調整基金の積み立てを増額することにいたしました。

このため予算補正を要することになりましたが、議会を招集する時間的余裕がないと認められたため、専決処分したものでございます。

次ページをお開き願います。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないと認められるので、別記のとおり専決処分する。

1、平成26年度歌志内市一般会計補正予算（8号）。

次ページをお開き願います。

平成26年度歌志内市一般会計補正予算（第8号）。

平成26年度歌志内市一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,254万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億1,340万3,000円とする。

2項は省略いたします。

続きまして、補正予算事項別明細書の歳出について御説明いたしますので、5ページをお開き願います。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費25節積立金1億4,000万円の増額補正は、

特別交付税の増額補正分の一部を財政調整基金に積み立てるものであります。

これに伴い、平成26年度末財政調整基金の現在高見込額は、20億4,000万円となります。

次に、15款1項1目とも予備費254万5,000円の増額補正は、歳入歳出予算の調整によるものでございます。

続きまして、補正予算事項別明細書の歳入について御説明いたしますので、3ページへお戻り願います。

9款1項1目1節とも地方交付税1億4,254万5,000円の増額補正は、特別交付税が1億4,254万3,000円の増、震災復興特別交付税が2,000円の皆増であります。

なお、特別交付税については、前年度に比べ1,761万円、2.4%減の7億254万3,000円の交付決定があったことから、当初予算5億6,000万円に追加するものであります。

また、震災復興特別交付税については、自動車取得税交付金の減収見込額に対すものであるであります。

以上で、報告第5号専決処分の承認を求めることについての説明を終わりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（川野敏夫君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

下山則義さん。

○4番（下山則義君） 基金が、またさらにふえたという報告だったかと思えます。基金がふえるということは大変いいことだと私も思います。

ただ、基金がふえるということで、以前にも歌志内の状態では20億円ぐらいですよというところから、さらにもう20億円を超えて、恐らくや、これからもこういったものについては基金として貯蓄していくものだと思うのですが、今の歌志内の財政の状況を考えたときに、他市町村との比較もありますけれども、どのぐらいの基金を貯蓄していこうということを考えておられるのか、以前にも質問があったかと思えます。ただ、こういう状況になってくると、また変わっていくのかなとも思うのですが、その点につきましての答弁をお願いしたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 村上市長。

○市長（村上隆興君） ご質問の内容につきましては、以前の議会で歌志内としての標準財政規模程度の財調への積み立てはしたいと、このように申し上げたことはございます。

当時、大体24億円程度だったかなと思っておりますけれども、だんだん若干ずつ下がってくるのかなと思っております。そういう考え方は現在も変わっておりませんが、ただ、歌志内の状況も変化してまいりますので、特に来年度以降の向こう10年間にわたる総合計画等の立案もしなければならぬ、これは市民の皆さん、議会含めて大きな計画として、歌志内の方向を出していかなければならないと、そういう中で、どれぐらいの財源を必要としていくのかという問題もございますし、あるいは来年度予算も含めて、これはもう全てを蓄えるということではなくて、歌志内の経済の下支えをするという問題もございますので、その辺の状況を十分精査した中で、蓄える余裕がありましたなら、その辺は頑張っていきたいなというふうに思いますし、それ以外の基金のことも将来的には考えていかなければならないかなと思ってます。現状はすべからく100%積むということではなく、歌志内のその年の状況に応じて、弾力的に考えていきたいと、そのように考えております。

○議長（川野敏夫君） ほかに質疑ありませんか。

谷秀紀さん。

○5番（谷秀紀君） ただいまの市長の答弁、実は私が現職のときに聞いている話で、たしか24億円というのは私も記憶しております。

実は、国の財務局長に、直接、私去年会っているんですが、そのときの話では、消費税の2%分が2年先送りになった関係で、今後地方自治体の交付税が減額されるという話もありました。ですから、私もこの財調については、今年度26年度の財調について異論はないんですが、ただ、この財調をきめる過程の中で、庁内でどのような手続、手順でこの金額を財調に積み立てするんだと。当然市長1人の考え方ではないと思うんですが、そこら辺の経緯について御説明をいただきたいと思います。

そして、実際に歌志内市の人口減少による税収の減だとか、いろいろな要素がありますが、その中で、やはり福祉の後退というのも若干見受けられます。そういった意味で、一つ言えば、余り話したくないことなんですが、プールを減らすだとか、それからブランコを一つ設置してくれないかといっても、できないとか、こういう問題も現実にあります。そういったことから、もう少しやはり財調ほとんど残ったからって全額じゃなく、やはり必要なものは設置するとか、そういうことを考えるべきだと思うのですが、いかがでしょうかね。

○議長（川野敏夫君） 村上市長。

○市長（村上隆興君） 歌志内としては、御指摘のとおり今後、普通交付税が年々人口の減少とともに少なくなっていくと、これは避けられないと思います。私も昨年、財務省に赴きまして、局長あるいは次官とお会いしてまいりましたけれども、その辺はやはり御指摘は受けております。それで、歌志内としては御承知のとおり、期待するとしたら特交しかないわけでございまして、この特交がいかほど手当てされるかというのは、これは国の考え方一つというふうに私は理解しております。

昨年、訪問したときには、とにかく上積みしていただけるということは、これからの状況ではなかなか難しいと。ただ削減だけは何とか見送っていただきたいというようなことを話題として帰ってきた記憶がございましてけれども、今回の特交につきましても、7億円という数字は、私はこの周辺の自治体から比較しても歌志内としては手当てされたほうではないかと。1,700万円の削減で済んだというのは、まだ、よしとしなければならないのかなと、そういう気持ちでもおります。

したがって、当初予算では5億6,000万円の計上ということで、決して過大に見積もっているわけではございません。最大限期待していただけた話であって、それがたまたま7億円だったということでございます。

先ほども申しましたが、かと言って、それを蓄えるだけが歌志内のためかと言うと、決してそうではないと私も思います。したがって、歌志内の経済の下支えを含めて、それをどう活用していくかということが、今後大きな問題になってくるのかなと思います。

御指摘のありました今回の財調の積み立てにつきましては、当然のこと財政を中心とした関係所管、あるいは私、副市長を含めて、そういう職員の皆さんとどう扱っていくかという、その部分は十分協議した中で考えてございます。来年以降いろいろな事業の展開も考えてもございまして、そのために今年度は財調に積み立てをしたと、こういうことで御理解をいただければと思います。

○議長（川野敏夫君） 谷秀紀さん。

○5番（谷秀紀君） 地方交付税の減額というのは恐らく避けて通れないだろうと私も予測はしております。そんな中で、今回の財調を入れて20億4,000万円ぐらいになりますか、

今回でね。それはそれとして、ただ産炭地議員連絡協議会という団体がやはり一生懸命産炭地のために人口急減補正という、これも交付税の一つですが、これが年々増加しております。たしか平成26年度では七千万何がしの増加になって、さらにふえてくるだろうと思っておりますので、そういう交付税も措置されております。そういった意味では、やはりそれも産炭地の福祉の向上のために、何としてもこれをふやしてくれということをやっている団体ですから、このこともやはり加味していただければ、やはり先ほども言ったようにプールだとかブランコ一つでも、やはりお金の中で、今までなかった予算ですから、そういうお金をそっちのほうに向けてでも何とか実現していただきたいと、このように願う次第でございますので、ぜひ議案が廃案になったばかりですから、今どうのこうの申しませんが、近いうちにもう一度市民から広く意見を聞いて、この財調を積むのもよろしいですけれども、その財調の積み方にもういちどよく考えていただきたいと思うのですが、それを最後にひとつ答弁いただきたいと思っております。

○議長（川野敏夫君） 村上市長。

○市長（村上隆興君） いろいろな事業の展開ということもございしますが、先ほども申しましたように、今年度で第5次の基本構想、基本計画が終了する年度になります。そのために来年度からは総合計画というものに変わりますが、今後10年間を見通したこの事業計画、これは単なる公共工事だけではなくてソフトも含めた、そういう事業の見直し、これの計画の策定に対して現在市民会議、市民の皆さんにこの計画立案に向けて参画していただいて、いろいろな御意見をいただきながらこの計画をまとめていきたいと、このように考えておりますので、そういう中で、この財調と言いますか、積み立てている財源をどのように手当てしていくか、あるいは公共施設を今後、解体、除却、あるいは新築、改築ということになっていくと思っております。

こういうことがどこの地区に、どのようなものを建設していくかということも含めて姿をあらわしてくるのではないかなと思っておりますので、そういうものの財源の裏づけとして皆さんにお示ししていくことになるのかなと。この計画の事業そのものに対する当然財源というのは、私どもの財政のほうでどういう数字をどれだけ後ろにつけるかということは、当然その事業の裏づけとしてお示しすることになりますので、現在の予算の中ではなかなか新たな事業を展開するというのは難しいと思っておりますので、当然そこところに手をつけていかざるを得ないのかなと、そのようにも思っております。

また、財調だけでなく、将来的な歌志内のこれからの財政運営というものを考えたときに、やはり過去にありました減債基金というものを新たに起こして、いざというときのために、そういうものも動かせるんだという財政の体制というものもつくっていくことも必要だなと思っておりますけれども、いずれにしても、私ども職員のそれぞれのセクションの皆さんと十分協議しながら、また、議会のほうの御理解をいただきながら、この財政運営に努めてまいりたいと、このように考えております。

○議長（川野敏夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、報告第5号について採決をいたします。

この件について、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。
したがって、報告第5号は報告のとおり承認されました。

報 告 第 6 号

○議長（川野敏夫君） 日程第19 報告第6号専決処分の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

報告第6号専決処分の報告について、御報告申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、報告するものでございます。

専決処分の理由は、平成27年4月13日の上歌団地敷地内における金属製溝蓋による車両物件損害について、事故の原因が本市にあることから、当該車両の修理費及び代車費の全額を市が支払うことで示談を締結したので、昭和63年6月22日議決の「市長専決処分事項の指定」により専決処分したものであります。

次ページに参ります。

専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定により、別記のとおり専決処分する。

1、損害賠償専決処分書。

次ページに参ります。

損害賠償専決処分書。

1、損害賠償額、26万8,382円。

損害賠償の内訳。

修理費 25万2,182円。

代車費 1万6,200円。

2、事故発生日時及び場所。

平成27年4月13日（月）午前12時頃。

歌志内市字上歌23番地10 上歌団地敷地内。

3、損害賠償の相手方。

歌志内市字上歌23番地10。

（所有者）千葉智文。

4、損害車両名。

トヨタ アベンシス。

札幌330せ6081。

5、事故の発生状況及び原因。

上記日時、場所において、所有者の車両が車庫前に移動するため、後進にて側溝の金属製溝蓋の上を通過したところ、溝蓋が動き、巻き上がりながら車両の前方部を損傷させたものでございます。

なお、事故の原因については、溝蓋の浮き上がり防止策として側溝にモルタル補強を施して

いたものの、経年等によりモルタル部分が劣化していたため、溝蓋が動きやすくなっていたことによるものでございます。

6、損害賠償について。

市の管理する敷地内における損害であり、定期的な巡視を行い溝蓋が動きやすくなっていたことは把握していたものの、事故までの予見や注意を促す表示などの措置を行っていなかったことから、本市の加入する全国市長会市民総合賠償補償保険の規定により、修理費及び代車費を全額支払うことで合意したので、平成27年4月22日示談を締結したものでございます。

次ページの示談書につきましては、説明を省略させていただきます。

なお、損害賠償額26万8,382円につきましては、市が加入しております全国市長会市民総合賠償補償保険から直接自動車修理会社へ支払い済みでございます。

以上でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（川野敏夫君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

下山則義さん。

○4番（下山則義君） 何点か私のほうから質問させていただきます。

私、これちょっと勉強不足でわからないのですが、側溝の溝蓋ということなんですが、俗に言うグレーチングという、そういう車道と歩道の上に管の太さの何倍かの位置にずっとあるものだと思うんですが、まず、それを確認させていただきたいと思います。

それと二つ目でありまして、その溝蓋が動きやすくなっていたということ、定期的な巡視ということを知っていたと。それを知っていたのはいつだったのか、それを答弁いただきたいと思います。

また、予見や注意を促す標示ということも出ているんですが、例えばそういったものがあると、あるときに、ここは危険な場所ですよ、それはどういったもので標示するのか。この事故の時間というのは午前12時ということで、まさに真夜中だったということで、そういったところでもしっかりと相手に、その事故がないようにしっかりと知らすことができる、そういったものなのかを、まずは答弁いただきたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） 3点ある中で、まず1点目でございますが、その横断の溝蓋でございますが、グレーチングかということでございますが、グレーチングでございます。

2番目の動きやすくなっていたということについての、知っていたという部分について、いつごろかということでございますが、日にちはしっかりした日にちで記憶してはいませんが、1週間以内にはそこを通過しておりますので、ほぼ1週間以前の部分の期間の中で、それは承知していたということでございます。

あと危険の標示はどういう方法でということでございますが、例えば、その部分だけを一時的に徐行をしてもらおうとか、そういう部分の徐行の看板でもあれば、そういうような巻き返しがなかったのかなと思います。いずれにいたしましても、巡視しながら目視による点検、あるいはそこを走行するなどはしてはしておりますが、モルタルの剥離によりまして、その部分がちょうど引っ込んだ部分になりまして、そこに車両が乗ったということで、てこの力のような作用が働いて、巻き返しということになりました。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） 車道のグレーチングというのであれば、何となく事故のこの応用でバックしているときに、前のタイヤの重みで持ち上がって、それが事故発生の原因になったということがわかります。

まず、1週間前ということでしたが、そういったものを早期に予期して、その看板を、あるいはその目印をということをなぜしなかったのかということ、まず、それを聞かせていただきたいと思います。

あとですね、私、これがあつたかということ、全く知らなかったのですが、今、歌志内市の道道で、いろいろなところでグレーチングのモルタルのすり込みといいますか、修理をしている箇所を見えています。それも全て点検をして、そういったものが次の事故につながるということを感じ取っての修理を行ったのかということをお尋ねいたしたいと思います。

そして、その数は、私も何カ所かを見ているのですが、その数がどのくらいなのか、何カ所あるのかということですね、それと定期的に巡視を行うということですが、その定期的な巡視はどの程度の期間で行っているのか、答弁いただければと思います。

○議長（川野敏夫君） 質疑の途中ですが、午後1時まで休憩いたします。

午後 0時00分 休憩

午後 0時55分 再開

○議長（川野敏夫君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

理事者、答弁、柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） それでは、3点ほどございましたので、順番に御答弁申し上げます。

看板は、どうして設置しなかったのかということですが、動きやすくなっていたことは認めておりますが、一部鉄筋で補強しております、ほかの部分の補強していない部分について、跳ね上がるまで考えられなかったということですが、また、市営住宅の通路ということで、徐行されるという判断から、あえて看板までは必要ないという判断で設置しませんでした。

続きまして、何カ所あるのかということですが、グレーチングはそれぞれいろいろなタイプがございます、特に市道に関しては頑丈なボルト締め、あるいは鉄で巻いている部分の中で、グレーチング入っているということで、なかなかグレーチングがとれないというタイプと、今回の事故のあつた部分でございますが、単純に側溝十数センチの側溝幅の上に軽いグレーチングを乗せるタイプ、かぶせるタイプ、人の手で軽く移動も、取ったりできるというタイプのグレーチングでございます、数については、道路のほうの台帳では把握できますが、市営住宅の通路の部分に関しては把握しておりません。

それと、現在工事されているのは、その関連かということですが、特に道道の大きな道路サイドの排水の目皿真四角とか、ああいう部分については北海道のほうでやられておりますが、今回の事故を契機にと言いますか、ほかの部分も点検するというので4月以降点検しまして、特に桜沢地区の住宅の前、文珠高台の入口の部分、また本町では社協の前のグレーチングが除雪によって損傷を来していたところがございます、それについて修復を終わっているところがございます。ほかは点検して、そのような跳ね上がるとか、タイヤがバーストするというようなところは、今のところ認められておりません。

○議長（川野敏夫君） ほかに、下山則義さん。

○4番（下山則義君） 最後に1点だけ、今、雪解けというところから、そういったものが出てきたのではないかと、先ほど、定期的なということの言葉も出てまいりましたが、やはり、今課長がおっしゃられたとおり、除雪のときにタイヤが道路に引っかかるということが起きてくる。それが大きな事故につながっていくということもあろうかと思つています。こ

の定期的、そして、雪解けのこの時期、一層目配りしなければならない状況だと思っております、それについてのお考えをお尋ねいたしたいと思っております。

○議長（川野敏夫君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） 定期的にということですが、大体1週間に1回程度はパトロールをしておりますが、市道の管理あるいは住宅の管理ということで、特に住宅の修繕関係が出ますと周辺をパトロールするように指導してございまして、満遍なく全体の住宅前あるいは市道を点検できるように、また、郵政事業さん、元の郵便局さんでございませけれども、そのドライバーからもいろいろ情報をもらうようにしてございまして、郵政事業さんとは道路のパトロール的なことの提携はしているところでございます。

また、宅急便とか、そういうところから、ここは危ないよとかいう情報もいただくようになっておりますので、そういったことで、なるべく地先さんも住宅前でございませるので、特に危ない場合は情報をいただいた中で整備をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（川野敏夫君） ほかに質疑ございませんか。

谷秀紀さん。

○5番（谷秀紀君） 本件についてはけがもなく何よりだったと思っております。この賠償は恐らく自治法第96条の12項、13項に基づいて賠償の責めを負うことになったと考えておりますけれども、ただいま課長の答弁では、一応箇所が把握していないという答弁がありました。把握していないという答弁になりますと、じゃ見逃している箇所もあるのではないかと考えますが、それらについては見逃しているとしたら、やはり事故につながる危険度があるということにもなるかと思うんです。やはりそこらを、ただ把握してませんじゃなく、点検も1週間に1回ぐらいと言うのだけでも、どうも矛盾が感じられます。

そういうことで、やはりしっかりとした数の把握をして、そして、悪いものについては修理し、そして再発防止のための施策を考えるべきではないかと私は考えるんですが、いかがですか。

○議長（川野敏夫君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） 把握のとらえ方として下山議員さんの質問の中で、何カ所という形で箇所の数をいうことが把握していないという私の答弁でございまして、どこにどのようなものがあるかというのは図面上うたわれておりますので、その把握についてはしているということでございますので、御理解を願いたいと思っております。

○議長（川野敏夫君） 谷秀紀さん。

○5番（谷秀紀君） 答弁漏れ、再発防止に努めるべきでないかと言っているもので、それにたいしての答弁がない。

○議長（川野敏夫君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） すみません。4月の13日以降、他の箇所でもそういった危険な箇所がないか点検するというので、再発防止に努めてまいりました。その結果、先ほど御説明いたしたように、3地区でグレーチングの損傷がございましたので、早急に直したということでございます。よろしく願いいたします。

○議長（川野敏夫君） ほかに、谷秀紀さん。

○5番（谷秀紀君） 具体的に言うと、きちっとした把握はちょっとまだしてないように伺ったんですが、やはりあれは鉄とか盤が場合によっては車の底を破る場合があるんですよ。本州のほうで事故もありましたし、北海道でも札幌でたしか事故が発生しています。それ私、

仕事柄ちょっとそういう資料が入ってますので、わかりますので、やはり事によっては重大な事故につながるということですので、やはり場所とか、そういうものをきちっと数も把握して、そして修理したそれらの不備なところを、修理したら修理の記録簿というのですか、やはりそういうものも備えておかなければ、年々劣化もしてきますし、そういうことを考えると、いつ、どんなことで、そこから突き破ってけが、大事故につながるかわかりませんので、この事故を一つの契機として、このことも含めて考えていくべきだと思うんですが、今後の考え方としていかがでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） 数値、箇所含めて整備してまいりたいと思います。

○議長（川野敏夫君） ほかに質疑ございませんか。

女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 今回の側溝の蓋の部分で、とりあえずいろいろな場所で数カ所危険だなというところは直したということなんですけれども、この事故じゃなくて、ほかにも多分いろいろと歩いていて穴が空いているだとか、いろいろ多分あると思うんですよね。そういったところの危険箇所というのは、どういうふうな形で押さえていて、どういうふうな形で啓発しているのかというのを教えていただきたいんですけれども。

○議長（川野敏夫君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） 危険箇所につきましてはパトロールをしまして、例えば、柵周りが下がっていて歩くと引っかかるとか、そういった部分も含めて総合的に何か第三者に損傷を及ぼしたら困ると、損傷を及ぼすかもしれないという部分については舗装ですりつけをしたり、場合によっては水道のバルブを下げたり、そういうことを行っております。住宅周辺も含めて全体をパトロールしながら、そういう対応をしなければならないところは対応をしているところでございます。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） そういうところは結構やっぱり歌志内市の中ではあるんですか、箇所的に今、危ないなと思うところは。

○議長（川野敏夫君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） はい、常に北海道は冬を迎えますので、特に歌志内市の地形的には岩盤層がございますけれども、マンホール関係は岩盤に定着しているものですから、周りの地形が下がるという部分がやはり年々大きくなっていくのではないかなと思います。そういうことで、特に歩道の四角い柵の周辺なんかはよく下がりやすいのが、そういう現象で補修をしなければならぬと。あとは橋の前後、これがだんだん構造が改良されまして、前後はよくなっておりますが、若干ずつ橋と道路の段差というのはできやすくなっております。それらも点検しながら舗装で30センチから50センチぐらいですりつけを行って、走行性を確保するというので、いろいろやっております。

○議長（川野敏夫君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これで、報告第6号は報告済みといたします。

議案第25号

○議長（川野敏夫君） 日程第20 議案第25号監査委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村上市長。

○市長（村上隆興君） —登壇—

議案第25号監査委員の選任について御提案申し上げます。

下記の者を監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

記。

住所、歌志内市字文珠207番地7。

氏名、下山則義。

生年月日、昭和29年12月25日。

提案理由は、監査委員原田稔朗氏が平成27年4月30日をもって任期満了となったので、新たに選任しようとするものでございます。

以上でございますので、御同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（川野敏夫君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第25号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第25号は、これに同意することに決しました。

議 案 第 2 6 号

○議長（川野敏夫君） 日程第21 議案第26号歌志内市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） —登壇—

議案第26号歌志内市税条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）、地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成27年政令第161号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成27年総務省令第38号）の公布に伴い、関係条文を整備しようとするものでございます。

次ページの本文にまいります。

歌志内市税条例の一部を改正する条例。

歌志内市税条例（昭和29年条例第28号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、資料により御説明いたしますので、臨時会資料1ページをごらん願います。

歌志内市税条例の一部改正に関する資料ですが、主な改正内容は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、所要の規定の整備、軽自動車税の見直し等でございます。

第2条の改正につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の施行に伴い、所要の規定を整備するもので、地方税法第1条に基づき、平成28年1月1日から適用するものでございます。

第33条は、市民税における所得割の課税標準の規定でございます。

引用している所得税法において、国外転出時課税が創設されることに伴い、市民税所得割の課税標準計算においては、国外転出時課税部分を除く計算の例によることとするもので、地方税法第313条に基づき、平成28年1月1日から適用するものでございます。

第36条の2の改正につきましては、マイナンバー法の施行に伴い、所要の規定を整備するもので、地方税法第317条の2に基づき、平成28年1月1日から適用するものでございます。

第36条の3の3の改正につきましては、引用条項の繰り下げに伴い、条文を整理するもので、平成28年1月1日から適用するものでございます。

第51条、第63条の2、第63条の3、第71条、資料の2ページに参りまして、第74条、第74条の2、第89条、第90条、第139条の3、第147条及び附則第10条の3の改正につきましては、マイナンバー法の施行に伴い、所要の規定を整備するものでございます。それぞれ資料の参考事項に記載の地方税法及び同法施行規則の規定に基づき、平成28年1月1日から適用するものでございます。

資料3ページをごらん願います。

附則第16条の2は、たばこ税の税率の特例の規定でございます。旧3級品の紙巻きたばこに係るたばこ税の税率の特例について、平成28年4月1日から、平成31年4月1日までの間、段階的に税率を引き上げることにより、特例を廃止するものでございます。

附則第22条の改正につきましては、マイナンバー法の施行に伴い所要の規定を整備するもので、地方税法附則第56条に基づき、平成28年1月1日から適用するものでございます。

本文の附則に戻ります。

附則第1条は、施行期日でございますが、これにつきましては、資料で説明いたしましたので、省略させていただきます。

附則第2条は、市民税に関する経過措置。

附則第3条は、固定資産税に関する経過措置。

附則第4条は、軽自動車税に関する経過措置で、適用区分に関する規定でございますので、説明は省略させていただきます。

再び資料3ページをごらん願います。

附則第5条は、軽自動車税の税率の特例の規定でございますが、平成26年第2回定例市議会において議決されました、歌志内市税条例等の一部を改正する条例におきまして、地方税法の改正による軽自動車税率の引き上げにあわせて、本市において適用していた標準税率の1.2倍の税率を標準税率に引き下げることとしておりましたが、再度地方税法が改正され二輪車等にかかる税率の引き上げが1年延期されたことに伴い、平成27年度において、現行の標準税率の1.2倍から標準税率を適用するものでございます。

以上で、資料による説明が終わりましたので、再び本文の附則の続きに戻ります。

附則、第6条は、市たばこ税に関する経過措置。

附則、第7条は、特別土地保有税に関する経過措置。

附則、第8条は、入湯税に関する経過措置で、適用区分に関する規定でございますので、説明は省略させていただきます。

以上でございますので、よろしくお願いたします。

○議長（川野敏夫君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 軽自動車税の税率の特例について、資料の3ページ目のところでお聞きしたいと思います。

この表であるように原付4種類、また軽自動車2種類の当市の登録台数はどういうふうになっているのか、全部で6種類になるんですかね、お聞きしたいと思います。あと新車、旧車に関係なくこれは該当してくるのか、お聞きしたいと思います。

単純に、この改正によって1年引き延ばしになるよということで、その1年後は保有者の負担というのはどういうふうになるのかお聞きしたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 松井財政課長。

○財政課長（松井敬道君） 登録台数でございますが、今、まだ平成27年の部分を計算しておりまして、平成26年度で言いますと、50ccが49台、90ccが4台、125ccが9台、あと小型特殊が46台、農耕作業用車が4台、軽二輪車が16台、二輪の小型が23台、ポータトトレーラーが4台、軽四貨物の自家用が125台、軽四貨物の営業が3台、軽四乗用の自家用が709台で、合計992台でございます。

あとはどうなるのかということでございますけれども、平成28年度以降は昨年改正されたとおり、税率が原付につきましては引き上がります。あと一般の四輪とか、こちらの部分につきましては経過措置が引き続きありますので、新しく登録された部分につきましては引き上がりますが、古い部分につきましては旧の標準税率、軽四の4輪でしたら7,200円というふうになります。

新車、旧車に関係なくということでございますが、原付につきましては、そのようになります。軽自の四輪車につきましては、古い部分は先ほど言いました経過措置になりますし、新しく平成27年4月1日以降に登録されたものは新車になりますので、昨年引き上げられました標準税率で適用になります。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 原付バイクのほうは平成28年以降はとりあえず負担増になるのではないかという答弁ですね。軽自動車のほうは経過措置のほうがあるんでということなんですけれども、その経過措置が切れてからの住民の負担というのは、どういうふうになるのかお聞きしたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 松井財政課長。

○財政課長（松井敬道君） 経過措置が切れてからということにつきましては、経過措置は今の車があるうちは、ずっとそのように適用になります。ただ、初年度の登録から13年超えると重課になりますので、それは環境の負荷が大きいということで、それは増額になりますけれども、今の車があるうちは経過措置の対象となります。

○議長（川野敏夫君） ほかに質疑ありませんか。

本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） 定例会の資料の中の3ページ目のたばこ税のことだったんですが、たばこ税は歌志内市として昨年ほどのぐらゐの収入があつたのか、わかれば教えてください。それとだんだん減つてきているのではないかと思うんですけども、一番ピークのときはどのぐらゐあつたのかも教えてください。

○議長（川野敏夫君） 松井財政課長。

○財政課長（松井敬道君） 昨年度平成25年度は2,814万5,000円程度、26年度につきましては2,621万4,000円程度でございます。一番多い時期につきましては、ちょっと資料を持ち合わせておりませんので、お答えすることはこの場ではできません。

○議長（川野敏夫君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 議案第26号市税条例の一部改正について、反対の立場で討論したいと思ひます。

今回、地方税法の一部改正によって、原付自転車などの税率が引き下げの内容が入っております。これは単に税率引き上げを1年先送りするもので、税率の大幅引き揚げ自体は何ら変わるものではないと思ひます。

昨年6月に、この軽自動車税見直しによる反対討論で私が申し上げたことと、基本的に同様な趣旨でありますけれども、根本的問題は消費税増税による自動車販売の落ち込みを緩和するために自動車業界からの自動車取得税の引き下げ要求を政府が受け入れ、取得税減税のための穴埋めとして軽自動車税や原付バイクにかかる税率を大幅に引き上げたことにあります。

所得の低い庶民の生活必需品として生活の足になっている、軽自動車、原付バイクに対する税率の引き上げは消費税増税とあわせて二重の生活弱者いじめだと思ひております。

また、原付バイクには登録制度がないために、新車、中古車の区別が困難なもので、新車だけでなく既存の中古バイクにも増税の適用対象となつており、負担増の割合は極めて高いと言わざるを得ないと思ひております。

よつて、今後、庶民増税がわかつていながら1年先送りする本条例改正に反対したいと思ひます。

○議長（川野敏夫君） 反対する議員の発言がありますので、賛成する議員の発言を求めます。

田村武史さん。

○2番（田村武史君） ただいまの議案第26号歌志内市税条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場で討論をいたします。

この議案につきましては、現下の経済情勢等を踏まえ、デフレ脱却、経済再生をより確実なものにしていくための成長志向に重点を置いた法人税改革、消費税率10%への引き上げ時期の変更等のための税制措置とする旧3級品たばこにかかる特例税率の段階的廃止、軽自動車税の税率特例のための税制措置等を講じる等の地方税法、あるいは地方税法施行令、地方税法施行規則の一部を改正とする法律、政令、省令に基づくものであり、税負担軽減措置がバランスよく図られているという観点から歌志内市税条例の一部改正が必要であると思ひますので、賛成をいたします。

以上。

○議長（川野敏夫君） 賛否両論が出ましたので、これで討論を終わります。

これより、議案第26号について採決をいたします。

この件について、原案のとおり可決することに賛成する議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（川野敏夫君） 起立多数であります。

したがって、議案第26号は、原案のとおり可決されました。

議 案 第 2 7 号

○議長（川野敏夫君） 日程第22 議案第27号歌志内市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

議案第27号歌志内市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成27年政令第161号）の公布に伴い、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の課税限度額を引き上げるとともに、低所得者に対する軽減措置を拡充するため、関係条文を整備しようとするものでございます。

次ページの本文にまいります。

歌志内市国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

歌志内市国民健康保険税条例（昭和52年条例第43号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、資料により御説明いたしますので、臨時会資料4ページをごらん願います。

第2条は課税額の規定でございます。地方税法施行令に定められている基礎課税額の課税限度額が「51万円」から「52万円」に、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額が「16万円」から「17万円」に、介護納付金課税額の課税限度額が「14万円」から「16万円」に引き上げられたことにより、本市の課税限度額も同様に改めるものでございます。

地方税法第703条の4第11項、第19項、第27項及び地方税法施行令第56条の88の2第1項、第2項、第3項に基づき、平成27年4月1日から適用するものでございます。

第25条は、国民健康保険税の減額の規定でございます。第2条の改正による課税限度額の引き上げに伴い、減額後の課税限度額も引き上げるとともに、低所得者に対する軽減措置を拡充するため、5割と2割軽減の判定所得基準を引き上げるものでございます。

5割軽減は、被保険者の数に乗すべき金額を24万5,000円から26万円に引き上げ、2割軽減は被保険者の数に乗すべき金額を45万円から47万円に引き上げるものでございます。

例えば、2人世帯の場合、5割軽減は、現行では所得が82万円以下の世帯が対象でありましたが、改正後は3万円引き上げられ85万円までの所得の世帯が対象になり、また、2割軽減は、現行123万円以下の所得の世帯が対象でありましたが、改正後は4万円引き上げられ127万円までの世帯が対象となるものでございます。

地方税法第703条の5及び地方税法施行令第56条の89の規定に基づき、平成27年4月1日から適用するものでございます。

以上で資料による説明が終わりましたので、本文の附則に戻ります。

附則第1項は施行期日でございますが、これにつきましては、資料で説明いたしましたので省略させていただきます。

附則第2項は適用区分でございますので、説明は省略させていただきます。

附則第3項は、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第3条の2の3に基づき、平成28年1月1日から施行するものでございます。

以上でございますので、よろしくお願いたします。

○議長（川野敏夫君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 資料の4ページで課税額と第2条の課税額というところで、基礎課税額後期高齢者の課税額と介護の課税額がのってますけれども、今回の変更によってこれら該当する人数が何人、何世帯からどういうふうに変化するのか、お聞きしたいと思います。

あともう一つ、課税限度額を引き上げなかった場合の影響というのはどういうふうなものが出てくるのか、聞きたいと思います。

あとこの下の国民健康保険税の減額についてなんですけれども、この減額の拡充になる世帯というのは、今までの数字からどれぐらいになるのかお聞きしたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 松井財政課長。

○財政課長（松井敬道君） 該当世帯ということでございますが、平成27年度の計算は今計算中でございますので、26年度の所得、人数等に置きかえて計算をした場合の数字について申し上げます。

基礎課税額の対象の世帯につきましては2世帯でございます。引き上げによりまして課税限度額となりますので、同じく2世帯となります。後期高齢者分、こちらの部分の対象世帯は1世帯でございます。引き上げ後も変わらず1世帯でございます。

あと介護部分につきましては、今、限度超過世帯はおりませんので、引き上げ後も変更はございません。

それと、拡充世帯のほうを先に御答弁申し上げます。

拡充世帯につきましては、2割軽減から5割軽減になる世帯が9世帯、軽減なしから2割世帯になる世帯が4世帯でございます。合計で言いますと、7割世帯が321世帯、これはそのままでございます。5割軽減が115世帯から124世帯、2割軽減が102世帯から97世帯。軽減世帯の合計につきましては、538世帯から542世帯になりまして、総体の軽減世帯のパーセンテージは70.5%から71%になる見込みでございます。

あと法定限度額を引き上げなければどのような影響があるかということでございますが、法定限度額を引き上げなければ、負担能力があるのに課税していないということになりますので、その部分につきましては中間所得層やどこかにしわ寄せがくることとなります。

また、経営視点の部分でもマイナスになりまして、毎年大きな特調を受けておりますので、その部分の影響が懸念されます。

以上でございます。

○議長（川野敏夫君） ほかに質疑ございますせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第27号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

議 案 第 2 8 号

○議長（川野敏夫君） 日程第23 議案第28号平成27年度歌志内市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

議案第28号の一般会計補正予算につきまして御提案申し上げます。

議案第28号平成27年度歌志内市一般会計補正予算（第1号）。

平成27年度歌志内市一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ240万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億1,440万円とする。

2項は省略いたします。

続きまして、補正予算事項別明細書の歳出について御説明いたしますので、5ページをお開き願います。

7款1項とも商工費1目商工業振興費19節負担金補助及び交付金240万円の増額補正は、北海道の地域ふれあいプレミアム付商品券発行促進事業費補助金を活用したプレミアム付商品券発行事業であります。

実施主体は商工会議所で、平成26年度予算の繰越事業として実施するプレミアム付商品券発行事業とあわせて実施するものであります。

プレミアム率は30%で、1万3,000円の商品券を1万円で800セット追加し、繰越分を含めた商品券の発行総額及びセット数は6,240万円、4,800セットであります。

続きまして、補正予算事項別明細書の歳入について御説明いたしますので、3ページへお戻り願います。

14款道支出金2項道補助金4目商工費補助金2節地域ふれあいプレミアム付商品券発行促進事業費補助金240万円の増額補正は、歳出で予算措置しましたプレミアム付商品券発行事業に対する北海道からの補助金であります。

以上で、議案第28号の一般会計補正予算の事項別明細書を含めての説明を終わりますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（川野敏夫君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第28号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

日 程 追 加 の 議 決

○議長（川野敏夫君） お諮りいたします。

各委員長より、閉会中の継続審査の申し出があります。会議規則第20条の規定により、これを日程に追加し議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

閉会中の継続審査の申し出についてを日程に追加し、議題といたします。

議事日程の変更について、事務局長から説明させます。

阿部議会事務局長。

○議会事務局長（阿部幸雄君） 議事日程の変更について御説明いたします。

お手元の日程表の日程第23の次に日程第24 閉会中の継続審査の申し出についてを追加願います。

以上であります。

閉 会 中 の 継 続 審 査 の 申 し 出 に つ い て

○議長（川野敏夫君） 日程第24 閉会中の継続審査の申し出について、各委員長より、委員会において審査を要する事件について、会議規則第106条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

閉 会 宣 告

○議長（川野敏夫君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、平成27年歌志内市議会第1回臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

(午後 1時42分 閉会)

上記会議の顛末を記録し、その相違ないことを証するため、
ここに署名する。

歌志内市議会臨時議長 谷 秀 紀

歌志内市議会議長 川 野 敏 夫

署名議員 湯 浅 礼 子

署名議員 女 鹿 聡